

別紙

書

三越争議団ハ今回調停家ノ斡旋ニヨリ左記条件ヲ以テ配達部員ノ争議ヲ解決シテ  
ルニ就テハ貴書ヲ作成シ調停官ニ提出ス

記

一 争議団ハ五月十三日ヲ以テ解散シ本件ニ関シテハ今後何等ノ申出ヲ為サズ  
二 争議団ハ会社ヨリ金一封ヲ受領シタリ

昭和四年五月十三日

以上

争議団代表 日本労働総同盟

徳永正毅

仲 洪 藤 池

善 二

調停官 殿